

九州大学創立五十周年記念講堂使用料金規程

平成16年度九大規程第64号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成27年 3月 9日
(平成26年度九大規程第105号)

- 第1条 九州大学創立五十周年記念講堂使用規則(平成16年度九大規則第63号。以下「規則」という。)第7条に基づく会議室の使用料については、この規程の定めるところによる。
- 第2条 会議室の使用料は、規則第3条第1項の規定により使用する場合にあっては別表第1に、同条第2項の規定により使用する場合にあっては別表第2に定めるとおりとする。この場合において、冷暖房を使用する場合は、別表第3に定める額を加算する。
- 2 使用料は、経費の振替、九州大学が指定する口座への振込又は現金により支払わなければならない。
- 第3条 使用料は、前納とする。
- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰すことができない事由により使用できないときは、この限りでない。
- 附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則(平成20年度九大規程第138号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則(平成25年度九大規程第111号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成26年度九大規程第105号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	使用時間 1 時間当たり (1 時間未満は 1 時間に切上げ)
大会議室	3 3 0 円
大会議室の半分	1 7 0 円
小会議室	1 0 0 円
ファカルティー	6 0 円

別表第 2（第 2 条関係）

区分	使用時間 1 時間当たり (1 時間未満は 1 時間に切上げ)
大会議室	2, 4 0 0 円
大会議室の半分	1, 2 0 0 円
小会議室	9 4 0 円
ファカルティー	2, 6 0 0 円

別表第 3（第 2 条関係）

区分		使用時間 1 時間当たり (1 時間未満は 1 時間に切上げ)
大会議室	冷暖房	2 4 0 円
大会議室の半分	冷暖房	1 2 0 円
小会議室	冷暖房	6 0 円
ファカルティー	冷暖房	1 6 0 円